

宇土市告示第 1 2 1 号

宇土市幼児教育の無償化に関する施設等利用費の請求等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 9 月 8 日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市幼児教育の無償化に関する施設等利用費の請求等に関する要綱の一部を改正する要綱

宇土市幼児教育の無償化に関する施設等利用費の請求等に関する要綱（令和 3 年告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「2 5, 7 0 0 円」を「2 8, 0 0 0 円」に改め、

「

6 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用における施設等利用費の償還払請求

利用年月	在籍園の預かり保育事業				④認可外 保育施設 等に支払 った金額 ※ 1 ※ 2	請求額 （「③＋④」 と「月額上限 額」※ 3 を比 較して低い 額）
	①施設に 支払った 金額 ※ 1	利用 日数	②対象額 （利用日数 × 4 5 0）	③（①と ②を比較 して低い 額）		
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円

※ 1 記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類として、特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書（様式第 2 号）及び特定子ども・子育て支援提供証明書（様式第 3 号）を添付してください。

※ 2 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が 8 時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数が 2 0 0 日未満の場合にのみ記入が可能です。

※ 3 月額上限額は、法第 3 0 条の 4 の認定種別が第 2 号の場合は 1 1, 3 0 0 円、第 3 号の場合は 1 6, 3 0 0 円となります。

」

を削る。

様式第 5 号中「2 5, 7 0 0 円」を「2 8, 0 0 0 円」に改める。

様式第 6 号を次のように改める。

年 月 日

宇土市長 様

施設等利用費請求書（預かり保育事業用）
（幼稚園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業）
（請求期間： 年 月～ 年 月利用分）

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定により、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払の振込先口座に振り込んでください。なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

- 1 申請者と認定子どもが宇土市内に居住していることを宇土市が住民基本台帳で確認すること。
- 2 実際に利用していることを、宇土市が対象施設に確認すること。
- 3 利用料の支払状況を、宇土市が対象施設に確認すること。
- 4 課税状況を宇土市が確認すること。

1 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ		認定子どもとの続柄	
氏名	印	現住所	〒 ー Tel :

※償還払の振込先口座は、上記請求者のものに限られます。

2 認定子ども（認定子どもごとに申請してください。）

フリガナ		認定種別 (法第30条の4)	☐ 第2号 ☐ 第3号
氏名		認定番号	
生年月日	年 月 日	請求期間 の住所	☐ 現住所のとおり ☐ 転入した。 ☐ 転出した。
上記で転入又は転出に該当した場合は、 転入・転出日		年 月 日	

3 在籍する幼稚園・特別支援学校について

フリガナ		所在地（市外の場合のみ記入）	〒 ー
施設名称			Tel :
請求期間中の在席状況		☐ 期間中在籍 ☐ 途中入園 ☐ 途中退園	
上記で途中入園又は途中退園に該当した場合は、その年月日		年 月 日	

4 償還払の振込先

金融機関名		預金種目	☐ 普通 ☐ 当座					
銀行・金庫 農協・組合	本店・支店 支所・出張所	口座番号						
		口座名義 (カタカナ)						

※やむを得ない理由により、口座名義が請求者と異なる場合は、本市指定の委任状を提出してください。

5 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払を受けることができる場合※は記入してください。

①	フリガナ		所在地	〒 — Tel :
	施設・事業名			
②	フリガナ		所在地	〒 — Tel :
	施設・事業名			
③	フリガナ		所在地	〒 — Tel :
	施設・事業名			
④	フリガナ		所在地	〒 — Tel :
	施設・事業名			
⑤	フリガナ		所在地	〒 — Tel :
	施設・事業名			
⑥	フリガナ		所在地	〒 — Tel :
	施設・事業名			

※「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払を受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。

6 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用における施設等利用費の償還払請求

利用年月	在籍園の預かり保育事業				④認可外保育施設等に 支払った金額 ※1※2	請求額 （「③+④」と「月額上限 額」※3を比較して低い 額）
	①施設に支払 った金額 ※1	利用日数	②対象額（利用 日数×490）	③（①と②を 比較して低い 額）		
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円

※1 記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類として、特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書（様式第2号）及び特定子ども・子育て支援提供証明書（様式第3号）を添付してください。

※2 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数が200日未満の場合にのみ記入が可能です。

※3 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は12,300円、第3号の場合は17,700円となります。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の様式は、令和 8 年 1 0 月以後の期間に対する請求について適用し、同月前の期間に対する請求については、なお従前の例による。